

産業廃棄物収集運搬業許可証

この許可証写しは、電子公開用として掲載したもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4(関係書類に添付すべき書類)には該当しません。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

また、この許可証写しを利用した営業活動および、
そてに類する行為を禁じます。

滋賀県知事 三日月大造

許可の年 月 日 令和 6 年 9 月 18 日

許可の有効年月日 令和 11 年 9 月 3 日

1. 事業の範囲

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業
産業廃棄物の種類

汚泥／廃プラスチック類／紙くず／木くず／繊維くず／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず／工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（以上 8項目）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

「なし」

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 元 年 9 月 4 日 新規許可
令和 6 年 9 月 4 日 更新許可

5. 積替え許可の有無

市名 無 許可番号 ー

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無